利用調整対象施設

	N FF 11 18 6	7.071	1	1	111. da
	公園広場名	施 設 名 硬式野球場	使用料	利用期間・利用時間	備考
		(スタルヒン球場)	有	4月20日~10月20日 午前6時~午後9時	1面
		軟式野球場	有	4月20日~10月20日	A·B 2面
	花	71. I ++ II IP		午前 4 時~午後 9 時 4 月 20 日~10 月 20 日	夜間照明 Aのみ
		陸上競技場	有	午前6時~午後9時	全天候型
	咲	球 技 場	有	4月20日~10月20日 午前6時~午後9時	クレーグランド 1 面 夜間照明
	ス	硬式テニスコート	有	4月20日~10月20日	8面
	ポ			午前6時~午後9時 4月20日~10月20日	
運		軟式テニスコート	有	午前6時~午後9時 4月20日~10月20日	10面
		洋弓場	有	4月20日~10月20日 午前6時~午後9時	夜間照明あり
動	ツ	和弓場	有	1月5日~12月29日 午前6時~午後9時	夜間照明あり
	公	馬場	有	1月5日~12月29日	月曜日休館日
公				午前9時~午後5時 5月1日~10月31日	уу-ш
	園	相 撲 場	有	午前6時~午後7時	
園		花咲プール	有	7月1日~8月31日 午前10時~午後6時	50m・25m・幼児用
_		花咲スケート	有	12月20日~2月28日 午前10時~午後8時	
		軟式野球場(第1球場)	有	4月20日~10月20日	1面
			Н	午前 6 時~午後 7 時 4 月 20 日~10 月 20 日	IЩ
	東光スポーツ公園	軟式野球場(第2球場)	有	午前6時~午後7時	1面
	未几ハホーノ 五国	軟式野球場(第3球場)	有	4月20日~10月20日 午前6時~午後7時	A・B 2面
		球技場	有	4月20日~10月20日	A·B 2面
		401文物		午前6時~午後9時 6月15日~9月15日	夜間照明 Bのみ
総 合	常磐公園	常磐プール	有	午前 10 時~午後 8 時	
	神楽岡公園	運動広場	無	4月20日~10月20日 午前5時~午後7時	自由広場 1面
	忠和公園	体 育 館	有	1月5日~12月29日 午前9時~午後9時	第4月曜日休館日
		多目的コート	有	4月20日~10月20日	
				午前 8 時 45 分~午後 8 時 45 分 4 月 20 日~10 月 20 日	A・B2 面
		多目的運動広場	無	午前5時~午後7時	(ラグビーも2面)
地区	新富公園	新富プール	有	6月15日~9月15日 午前10時~午後8時	
		軟式野球場	無	4月20日~10月20日	1面
		軟式野球場	for	午前 5 時~午後 7 時 4 月 20 日~10 月 20 日	1面
	末広中央公園	ソフトボール場	無	午前5時~午後7時	1面
近隣	千代の山公園	千代の山プール	有	6月15日~9月15日 午前10時~午後8時	
石	西神楽広場	軟式野球場	無	6月1日~10月20日	(雪堆積場のため)
				午前 5 時~午後 7 時 4 月 20 日~10 月 20 日	4面
	<mark>両神橋右岸広場</mark>	軟式野球場 軟式野球場	無	午前5時~午後7時	復旧工事完了次第調整予定
狩	旭川大橋左岸広場	戦入野球場 ソフトボール場	無	4月20日~10月20日	復旧工事完了次第調整予定
		サッカー場兼ラクビー場	,	午前5時~午後7時	
Ш	北旭川大橋右岸広場	ソフトボール場	無	4月20日~10月20日 午前5時~午後7時	1面
水	忠別広場	ソフトボール場	無	4月20日~10月20日 午前5時~午後7時	2面
		硬式野球場			2面
	金星橋上流左岸広場	ゲートボール場	無	4月20日~10月20日 午前5時~午後7時	9面
系	和杨丁浩七中中田	サッカー場	Ann	4月20日~10月20日	1面
}	旭橋上流右岸広場	ソフトボール場	無	午前5時~午後7時	1面
緑	雨紛広場	軟式野球場	無	4月20日~10月20日 午前5時~午後7時	2面
地 ※各	平成大橋上流右岸広場	サッカー場	無	4月20日~10月20日 午前5時~午後7時	1面(雪堆積場になる可能性あり)
	L) Activity	A P LLVEST - LIB	fort	4月20日~10月20日	A・B2面
	カムイの杜公園	多目的運動広場	無	午前5時~午後7時	(ラグビーは1面)

※各施設とも雪の状況により使用開始・終了時期がずれ込むことがあります

※両神橋右岸広場・旭川大橋左岸広場につきましては、水害被害のため使用できません。復旧工事が完了次第の調整となります。

[※]施設により使用期間及び使用時間が変更になる場合があります

[※]旭川市都市公園条例施行規則別表(第6条の2関係)のうち、占用使用可能施設を対象とします。